

福岡空港の機能向上に係る技術的検討委員会 規 約

（趣旨）

第1条 第1回福岡空港機能向上等検討委員会において、福岡空港の機能向上の早期実現に向け、滑走路増設事業の環境アセス「評価書」に示された「1時間 あたり 45回」の処理能力の早期実現に向けた技術的検討の要請があったところ。

本委員会は、福岡空港機能向上等検討委員会からの要請を受け、技術的検討を行うものである。

（本検討会の構成）

第2条 本委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。

（座長の任命等）

第3条 本委員会に座長を1名置く。

2 座長は、委員会の決議によってこれを定める。

3 座長は、本委員会を統括する。

4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開）

第4条 本委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

2 本委員会の資料は、開催後、速やかに公開する。ただし、事務局が必要であると認めるときは座長の確認を得たのち、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 本委員会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、公開する。

（事務局）

第5条 本委員会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課及び交通管制部交通管制企画課に置く。

（守秘義務）

第6条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項については、事務局が座長の確認を得たうえで定めることとする。